

陳 情 書

霧島市議会議長 池田 守 様

平成23年 2月 9日

陳情者代表 霧島市霧島永水4124-1
宮迫水利組合代表 園田 義昭

霧島市霧島永水3817-4
笹之段上みぞ管理組合代表 松田 俊則

霧島市霧島永水3937-18
笹之段中みぞ管理組合代表 松田 勇三

霧島市霧島永水4117-2
笹之段下みぞ管理組合代表 中神 実

霧島市霧島永水4328-10
草場水利組合代表 小濱 公志

霧島市霧島永水4327
竹下・向井田水利組合代表 木野田安男

永水地区水害について環境保全協定書に基づく協議を求める陳情書

陳情事項

平成22年7月3日の大洪水により発生した、霧島・永水地区の被害についてゴルフ場建設業者・(株)キリシマと旧霧島町が締結している環境保全協定書第9条に基づく補償交渉を行うよう霧島市行政に対し指導していただくことを陳情いたします。

陳情理由・経緯

私達は霧島市行政に対し、環境保全協定書(資料No.1)第9条に基づく補償交渉を行うよう数度にわたり、客観的に(株)キリシマ(以下業者)にも責任があると判断できる資料を添えて要請いたしました。が、応えていただけませんでした。

以下のような経緯をたどりしました。

1. 平成22年7月22日、水害補償交渉の開始を要請いたしました。(資料No.5)
2. 平成22年8月30日、霧島市行政より何ら回答も無いことから督促状を提出いたしました。(資料No.6)
3. 平成22年9月13日、霧島市行政から「業者の責任は問えない。集中豪雨が原因である。」との内容の回答(資料No.7)があり、業者との補償交渉開始を拒否されました。

4. 平成22年9月17日、業者は「永水洪水の原因は集中豪雨であり、ゴルフ場計画地内の状況は、3箇所の調整池は雨水の流出抑制と土砂の流出防止が機能しており、堰堤の決壊箇所も無く、ゴルフ場が原因で災害の起因とはなっておりません。」と私達の公開質問に回答しました。(資料No.8)
5. 平成22年10月20日、業者が霧島市行政へ提出しました永水水害の業者見解文書(8月3日付け)を入手しました。(資料No.9)
「主要防災施設である調整池の土砂撤去作業はA調整池のみを実施し、B調整池、D調整池の土砂撤去作業を行わなかった」という内容でありながら、霧島市行政は何ら指摘しておりません。
6. 平成22年10月22日、霧島市行政と永水水害について協議しました。丁寧に状況説明を行いましたが無いため確かな返答が出来ないとのこと、23項目の質問書を提出しました。(資料No.10)
7. 平成22年11月2日、霧島市行政と住民で現地視察を行いました。災害防止施設の未完成な状態、場内のシラス流出状況、場内水路の寸断状況、調整池を経由しないで直接河川に濁流が発生した場所などを確認してもらいました。(資料No.12)
8. 平成22年12月8日、23項目の質問に対する霧島市行政からの回答がありました。霧島市行政、住民の共同視察、業者からの文書などの業者責任を証明できる書類がありながら、業者責任は問えないとの内容でした。(資料No.11)
9. 平成22年12月8日、霧島市行政は業者に対し、「造成地内に雨水によるシラス地盤の侵食や盛土面の崩落箇所を確認した、適切な防災措置を講ずるように」という内容の要請(資料No.18)を行いました。この要請文書の根拠は11月2日、霧島市行政と住民で現地視察を行いました結果に基づいております。
10. 平成23年1月14日、県へ提出しておりました質問書に対し以下の回答(資料No.15)がありました。
 - ・調整池撤去土砂の搬出場所が不適切であること
 - ・排水路の破損や、雨水が直接手籠川へ流れている場所について確認したこと
 - ・早急に移動するように指導していること霧島市行政、鹿児島県行政、住民認識が一致し、業者の見解と大きく異なることが明らかになりました。

林地開発許可条件(資料No.2)には防災施設の先行設置、及び防災施設の適切な維持管理が規定されております。業者は主要防災施設である調整池の進捗率49%の報告書(資料No.13)を平成9年度から平成22年度まで毎年鹿児島県に提出しております。鹿児島県は毎年の現地調査の結果を踏まえ防災施設の未完了部の早期完了を口頭指導してきました。鹿児島県はこの口頭指導に従わない業者に対し、明らかに林地開発許可条件に違反しているとの判断を下し、平成22年10月6日、文書指導(資料No.3)を行いました。

業者は自ら霧島市に対し主要防災施設である調整池の土砂撤去作業はA調整池のみを実施し、B調整池、D調整池の土砂撤去作業を行っていない文書(資料No.9)を提出しています。

霧島市行政と住民の共同現地視察の結果(資料No.12)、調整池に雨水を導く水路の寸断箇所が多数確認されました。業者は明らかに防災施設の建設を完成させる責任、防災施設の維持管理を行う責任を果たしておりません。

これらの経緯を踏まえ、

1. 霧島市行政は調整池等の防災施設がどのようにあるべきかの知識が無い
2. 霧島市行政は業者からの報告について精査する能力が無い、もしくは精査しようとしていない
3. 霧島市行政は多くの業者を指導すべき問題がありながら、その勤めを怠った
4. 霧島市行政と業者は開発協定、環境保全協定を履行する意思が見えない
(県・土地対策課に問い合わせましたところ、協定書に関わる業者指導は市町村長の役割であることが確認できました。)
5. 霧島市行政は鹿児島県行政に対し、助言を求める動きが緩慢
6. 業者は不誠実な報告書の提出を繰り返している。
7. 業者は主要防災施設の設置工事を実施していない(資料No.16)
8. 業者は災害防止に必須な防災施設の維持管理(資料No.12)を行っていない
9. 業者が平成22年10月29日、鹿児島県に提出した「主要防災施設の設置に係る今後の対策」(資料No.4)を精査しました。業者は防災施設の完成を目指す姿勢を見せていません。A調整池は121ヘクタールの面積の敷地に降った雨水を調整する主要な防災施設です。林地開発許可条件(資料No.2)でA調整池の設計貯水量は68,028^mと規定されています。県から入手しましたA調整池の構造(資料No.19)によりますと面積=11,395^m、高低差=5.97m、この2値の積が68,028^mです。目視でA調整池面積の8割は近接道路面と同じ高さです。6m弱の深さにはほど遠く、現在のA調整池の調整容量は林地開発許可条件に規定された数値と著しい差があると思われます。業者自ら調整池の容量不足を認識しながら、県へ提出した「主要防災施設の設置に係る今後の対策」(資料No.4)に現状のまま放置すると記載しており、災害を防ぐという認識が欠落している

と判断します。

私達は永水洪水の責任の全てが業者にあるとは思っておりません。しかしながら、ゴルフ場建設放棄地の防災機能が完備し、その維持管理が適切に行われていれば、かなりな部分を防ぎえたと判断しております。加えて適切な指導監督を行わなかった霧島市行政の責任も問うべきと思っております。

鹿児島県、及び霧島市から入手しました業者責任を問えるに足る資料19通を添えまして、業者との補償交渉を行うよう霧島市行政に対し指導していただくことを陳情いたします。

添付資料

資料名称	注目頂きたい事項
1. 環境保全協定書	2 ページ第9条（災害補償条項）
2. 林地開発許可条件	2 ページ、4 項、防災工事の先行実施、7 項、周辺に土砂が流入しないように
3. 林地開発許可条件違反指導文書	鹿児島県行政は許可条件に違反している事実を指摘しました。業者はこの文書を受領後B調整池の前面締切擁壁の工事を開始しました。
4. 主要防災施設の設置に係る今後の対策	林地開発許可条件違反指導文書で提出を指導された文書です。防災施設の完成を指導されながら、その指導に従わないという内容です。県の森林保全係はこの文書内容の不備を理由に口頭指導を行いました。
5. 霧島市への要請文書	
6. 霧島市への回答督促文書	
7. 霧島市からの回答書	防災施設の構造の知識に乏しい霧島市行政は洪水の責任は業者にあらずとの回答をしました。
8. 業者回答の抜粋	洪水の原因でない理由として 「3箇所の調整池は雨水の流出抑制と土砂の流出防止が機能しており、堰堤の決壊箇所も無い」と記載されています。 調整池には土砂が洪水前から堆積していた。調整池への水路の決壊箇所が多数存在している事実があります。
9. 業者から霧島市への報告文書	業者見解：3箇所の調整池は雨水の抑制と土砂の流出防止が機能している。堰堤の決壊もない、霧島市によるパトロールも受けた。職員が定期的に現場巡視、県のパトロールも受けている。 住民見解：2 ページ、ゴルフ場管理状況表でB調整池、D調整池の土砂撤去を行っていないことを自ら記載しています。 3 ページ中、下、4 ページ中、上の画像で調整池の水面から草が見えます。この位置まで土砂が堆積していることの証拠。4 ページ下の画像、洪水以後1ヶ月間、このような状態でした。最終的にはこの水はポンプで排水されました。 霧島市のパトロールはこの事実を見過ごしたと思われます。
10. 霧島市への23項目質問	素朴な住民の気持ちを問いかけました。この時の霧島市行政の建設担当者は調整池、防災施設についての知識を持っていないという驚いた釈明がありました。
11. 霧島市からの回答書	結局は業者責任を問えないという内容です。 ・6 ページ上段表で土砂撤去はA調整池のみであったことを業者は認めています。霧島市行政はこの事実の報告を受けながら何も疑問に感じなかったのでしょうか。 ・永水地区井堰内土砂撤去工事を行ったとありますが、撤去ではなく、下流へ押しやる作業であり、手籠川流域の土砂堆積の原因です。 ・県のパトロールを受けていますが、県は林地開発許可条件に違反していることを把握、指導しています。 ・6 ページ下段の表の撤去土砂は10トンダンプ1320台分と大量です。長期の堆積の証拠です。撤去土砂は手籠川の直近場所です。林地開発許可条件土砂流出防止条項に違反します。
12. 維持管理が適切でない画像	霧島市行政と住民の共同視察の結果写真です。維持管理の杜撰さを具体的に確認できます。
13. 工事進捗報告書	平成9年から平成22年まで同様の内容です。防災施設の工事進捗率は49%のままです。防災工事を放棄していることが確認できます。
14. 環境監視報告書	霧島市は工事が中断していることから環境監視は必要でないという誤った解釈を行い、環境監視報告書の提出を求めませんでした。
15. 県の防災施設の管理状況の認識	県への24項目の質問の内、防災に係る部分の抜粋文書 排水路の破損や、雨水が直接手籠川へ流れている場所について県は確認し、指導を行ったという内容です。
16. 施工状況報告書	平成8年以降、防災施設の施工を実施していません。
17. 旧霧島町指導文書	旧霧島町が業者を繰り返し指導した文書
18. 霧島市指導文書	11月2日に実施した霧島市と住民の現地視察を元に指導した文書
19. A調整池構造	県から入手した調整池計算書抜粋、主要防災施設の重大な欠陥が確認できます。